



2021年1月29日

日本鉄道労働組合連合会

## 国鉄債務等処理法・鉄道事業法などの法案が閣議決定

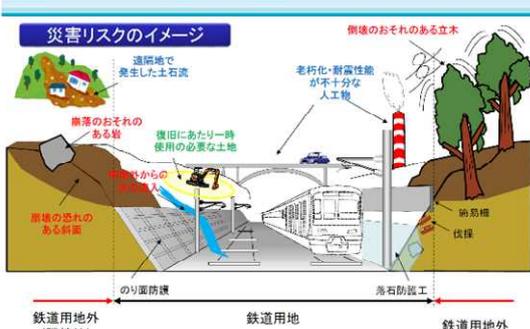
# JR二島・貨物支援、災害対応強化にむけ前進!

1月29日、国土交通省は今通常国会に提出する法律として、JR北海道、JR四国、JR貨物への支援措置の根拠法となる「国鉄債務等処理法」を含む改正法案および西日本豪雨以来、強く要望してきた災害復旧等の円滑化に資する「鉄道事業法」を含む改正法案が閣議決定したことを公表した。いずれもJR産業にとって重要な法案であり、国会審議等の動向に注視しながら、より実効性ある内容となるよう関係議員等との連携を図りつつ、引き続き取り組んで行かなければならない。

国鉄債務等処理法等改正法案は、昨年末に公表されたJR二島・貨物会社に対する2021年度以降の支援措置を実施するためのもの。新たな支援についてはJR北海道、JR貨物には2023年度まで、JR四国には2025年度までの総額2,465億円の支援パッケージが示された。ただ、支援の期限については10年間の延長であり、今後の国会審議等を通じて、支援措置の確実な実行や経営指標の目標達成はもちろんのこと、各社が将来にわたり社会的使命を果たすことのできるような経営自立を実現する絵姿を明確化していく必要がある。

一方、2018年の西日本豪雨による鉄道被災で、山陽本線の復旧に際し沿線土地の所有者の理解が得られず、重機が使用できないまま酷暑にも関わらず手作業で作業した事象が発生した。これを受けJR連合が政府等に対して強く求めてきた対策強化が今回の鉄道事業法改正の内容となる。

災害リスクについて(イメージ図)



△想定されるリスクの一部が法整備される

●日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案 <目次扱い法律案>

目次・必要経費表 (億円)
JR北海道、JR四国及びJR貨物(以下JR二島)は、2020年度に、100億円の経費を計上する。
【参考】JR二島貨物会社の経営状況(連結)
令和3年度以降もJR二島貨物会社への支援を継続し、経営基盤の強化を図る必要
法案の概要
1 JR二島貨物会社の経営の下支え
2 経営安定基金の運用益の確保
3 助成金の交付
4 費用とシナジー
5 JR二島貨物会社の経営改革の推進
6 出資
7 JRに貸付を行う金融機関への利息補給
8 重要土地の取扱い
その他
進行中企業に対するJR貨物の線路使用料に係る助成金の交付及び出資
出資に係る資本主上の特例

【目標・効果】JR二島貨物会社の経営基盤の強化
「JR二島貨物会社において、令和3年度の経営自立に向け、中間経営目標の目標達成」

これまで国会審議において、JR連合国会議員懇談会の広田一幹事(衆・高知2区)などが繰り返し早急な対応を求めてきた。こういった取り組みにより、昨年末、有識者等による検討会が「鉄道用地外からの災害リスクへの提言」をとりまとめ、「鉄道用地外の土地の一時使用等」「樹木の伐採等」について他の法律を参考に法対応すべきとした。今回の法改正は、まさに働く者の声が国の制度を変えたわけである。